

せんもんぶかい および きかくうんえいかいぎ せっち
専門部会及び企画運営会議の設置について

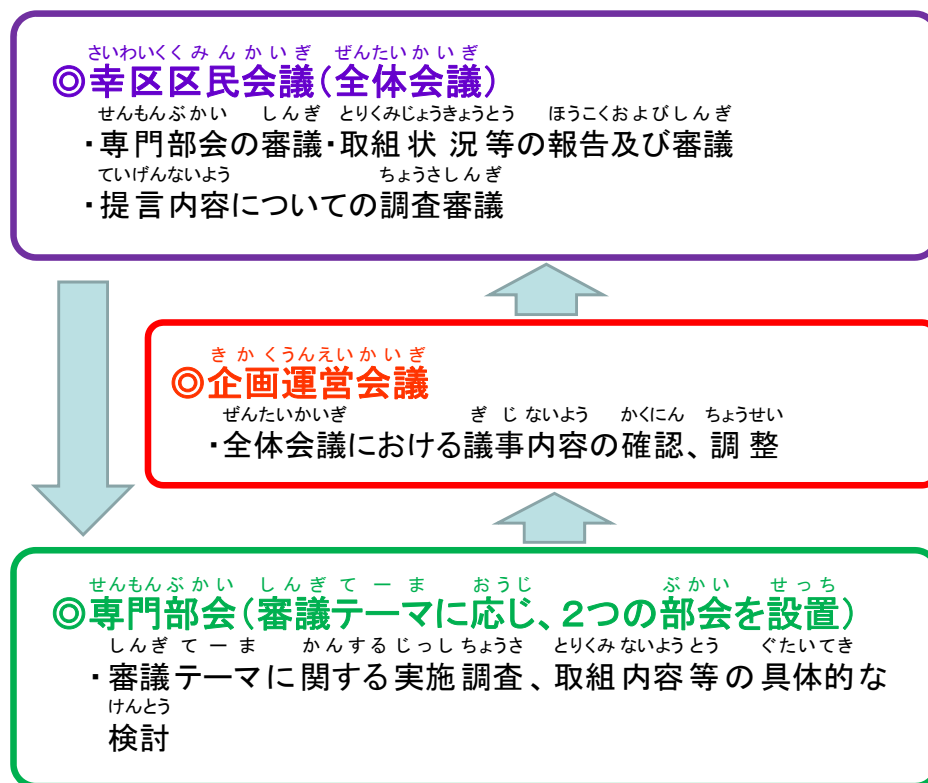
1 せんもんぶかい
専門部会

- くみんかいぎ ちょうさしんぎ せんもんてき きどうてき おこなう せっち
・区民会議における調査審議を、専門的かつ機動的に行うために設置するもの
- せっち ばあい だい かいめ かいさい がつげじゅんごろ そうてい
・設置する場合、第1回目の開催は9月下旬頃を想定

2 きかくうんえいかいぎ
企画運営会議

- ぜんたいかいぎ ぎ じ ないよう かくにん ちょうせい おこなう せっち
・全体会議における議事内容の確認、調整を行うために設置するもの
- せっち ばあい だい かいめ かいさい がつじょうじゅんごろ そうてい
・設置する場合、第1回目の開催は11月上旬頃を想定

だい きさいわいくみんかいぎ かいぎこうせいあん
《第5期幸区区民会議の会議構成案》



こんきょほうれい さんこうしりょう
根拠法令(参考資料2)

かわさきしくみんかいぎじょうれい だい じょう
川崎市区民会議条例 第7条

かわさきしくみんかいぎじょうれいせこうきそく だい じょう
川崎市区民会議条例施行規則 第4条

さいわいくみんかいぎじょうこう だい じょう だい じょう
幸区区民会議要綱 第7条及び第9条